

## 一般競争入札公告

沖縄県が発注する令和8年度沖縄県震度情報ネットワークシステム保守運用点検業務委託契約について、一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

令和8年4月13日

沖縄県知事 玉城 康裕

### 1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件名： 令和8年度沖縄県震度情報ネットワークシステム保守運用点検業務委託
- (2) 契約の内容： 沖縄県震度情報ネットワークシステムの保守運用点検に関する業務（詳細は仕様書のとおり）
- (3) 業務実施場所： 沖縄県内
- (4) 契約期間： 契約締結日から令和9年3月31日まで  
うち、死活監視期間  
令和8年5月1日から令和9年3月31日まで

### 2 一般競争入札参加資格要件

本件に係る入札に参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 震度情報ネットワークまたは計測震度計の保守運用点検に関し、国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年間に履行期限が到来した2以上の契約を全て誠実に履行していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後2年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過した者であること。
- (3) 競争入札参加資格確認申請書の提出期限日から入札日までの間において、沖縄県の指名停止又は指名除外の措置を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更正手続開始の申立て

がなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、再生手続開始の申立がなされている者（再認定を受けた者を除く。）でないこと。

(5) 次に掲げる者に該当する者でないこと。

ア 暴力団、暴力団員、暴力団体関係企業・団体又はその関係者、その他反社会勢力（以下「暴力団体等反社会勢力」という。）

イ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他団体

ウ 法人で役員のうち暴力団等反社会勢力に属する者がいる者

(6) 県税（事業税及び県民税）に関し滞納がない者であること。

### 3 入札参加資格の申請方法等

(1) 申請の方法

当該業務の入札参加を希望する者は、次に掲げる書類を直接又は書留郵便で(2)イに掲げる場所に提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

ア 一般競争入札参加資格確認申請書（第 1 号様式）

イ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）

ウ 過去 2 年以内において官公庁と同等規模の電気通信サービス提供を含む契約実績を証する書類（第 2 号様式）

エ 財務諸表（直近の決算報告書（貸借対照表、損益計算書、利益処分計算書を含むこと））

オ 県税に関し、滞納がないことを証する書類（納税証明書）

(2) 申請期間・提出場所及び問い合わせ先

ア 期間

この公告の日から令和 8 年 4 月 20 日（月）まで（土曜日、日曜日祝日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時までの間とする。

イ 提出場所及び問い合わせ先

沖縄県 消防防災対策課 防災班

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎 1-2-2 5 階

電話番号（098）866-2143 FAX 番号（098）866-3204

申請書等の諸様式は、沖縄県公式ホームページに掲載

#### 4 資格審査結果の通知

資格審査結果は、令和8年4月22日（水）迄に通知する。

#### 5 資格の有効期間

この公告に基づき資格を取得した日から契約締結日までとする。

#### 6 資格審査申請事項の変更

入札参加者の資格を有する者は、当該資格の有効期間内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく資格審査申請事項変更届を提出しなければならない。

- (1) 商号又は名称
- (2) 住所又は所在地
- (3) 代表者の氏名
- (4) 使用印鑑
- (5) 電話番号

#### 7 資格の取消し等

- (1) 入札参加の資格を有する者が2の要件に該当しなくなった場合においては、当該資格を取り消し、又はその事実があった後、県が定める期間は競争入札に参加させない。
- (2) 入札参加資格を取り消したときは、当該資格者にその旨を通知する。

#### 8 入札の日時及び場所

- (1) 日時 令和8年4月27日(月)午前10時30分
- (2) 場所 沖縄県那覇市泉崎1-2-2 沖縄県本庁舎5階  
沖縄県庁5階 危機管理センター第2会議室

#### 9 入札保証金

入札に参加しようとする者は、沖縄県財務規則（昭和47年沖縄県規則第12号）第100条の規定により、見積る契約金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の全部又は一部を免除する。

- (1) 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合。
- (2) 過去2箇年の間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は本県若しくは本県以外の地方公共団体と同種、同規模の契約を数回以上締結し、これらを全て誠実に履行したことを証明する書面を提出する場合。

## 10 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印章又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合又はその他不正の行為があった入札
- (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者の行った入札
- (9) 委任状を持参しない代理人が行った入札

## 11 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札者がいない場合は直ちに再入札を行う。入札回数は3回（1回目の入札を含む。）までとする。
- (4) 再度入札を行っても落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づき、最低価格を入札した者と随意契約の交渉を行うことがある。

## 12 最低制限価格

最低制限価格は設定しない。

## 13 契約保証金

落札者は、沖縄県財務規則第 101 条の規定により、契約金額を契約期間の月数で除して得た額に 12 を乗じて得た額の 100 分の 10 以上に相当する額の契約保証金を納付しなければならない。

ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除する。

- (1) 保険会社との間に県を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
- (2) 過去 2 箇年の間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は本県若しくは本県以外の地方公共団体と同種、同規模の契約を数回以上締結し、これらを全て誠実に履行したことを証明する書面を提出する場合。

## 14 入札に関する質問

質問がある場合は、質問書（第 3 号様式）に質問事項を記載の上、以下のとおり提出する。質疑事項がなければ提出不要とする。

### (1) 質問期限及び方法

ア 期限 令和 8 年 4 月 16 日（木）

イ 方法 持参、F A X またはメールで行うこと

### (2) (1) に対する回答

ア 期限 令和 8 年 4 月 17 日（金）

イ 方法 沖縄県公式ホームページの当該入札公告ページに掲載

## 15 その他

- (1) この一般競争入札に参加する者は、入札公告及び入札書並びに契約条項等を熟読の上、入札しなければならない。この場合において、入札説明書等に疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。ただし、入札後はこれらの不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (2) 入札に代理人が参加する場合は、本人の委任状を当日提出すること。

- (3) 入札に参加する者は、一般競争入札参加資格確認通知書の写しを当日提出すること。
- (4) 申請書等に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (5) 当該公告等に定めがない事項については、地方自治法、地方自治法施行令及び沖縄県財務規則に定めるところによる。